

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【申請受付要項】

I 協力金の概要

1. 趣旨

茨城県では、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、事業者の皆様には施設の使用停止や催物の開催の停止、営業時間の短縮(以下「休業等」といいます)へのご協力をお願いいたしました。

この依頼に応じて、休業等の対象となる施設(以下「対象施設」といいます)で事業を営む方で、休業等に全面的にご協力いただいた県内中小企業及び個人事業主の皆様に対して、「茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」(以下「協力金」といいます)を支給いたします。

2. 支給額

対象施設で事業を営む方で、休業等に全面的にご協力いただいた事業者には下表の金額を支給します。

条件	支給額
自己所有	10万円
賃借している対象施設が1か所	20万円(上記+10万円)
賃借している対象施設が2か所以上	30万円(上記+10万円)

※賃借しているとは貸主に金額を支払い、対象施設を使用していることです。

3. 申請要件等

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者となります。

(1)茨城県に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法(昭和38年法律第15号)第2条に規定する中小企業及び個人事業主であること。

(2)みなし大企業でないこと

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- ・一の大企業(中小企業者等以外の者)が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者
- ・複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
- ・役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

(3)茨城県緊急事態措置【第一弾】で休業等の要請をした施設は少なくとも令和2年4月18日から5月6日まで、【第二弾】で休業等の要請をした施設は少なくとも令和2年4月22日から5月6日まで

で、茨城県の要請に応じ、県内にある対象施設で休業等に全面的に協力していること。

※休業要請等の期間は個別事情を踏まえて判断しますので、休業等の期間に関して疑義がある場合は「茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書兼請求書(様式第1号)」の「3 休業要請等に伴う取組内容」に事情理由等を記載してください。

また、記載内容を確認するため事務局からご連絡させていただく場合があります。予め御了承ください。

(4) 令和2年4月16日以前(緊急事態措置期間開始前)に開業しており、営業の実態があること。

(5) 前項にかかわらず、次に掲げる者は、支給対象としない。

- ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者
- ・代表者又は役員のうち暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある中小企業者

II 申請手続き等について ※対面での受付・説明は行いません

1. 受付期間

令和2年5月1日(金)から6月30日(火)まで(当日消印有効)

2. 申請書入手方法

(1) 茨城県ホームページ(下記 URL)に掲載してあります。

URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/shogyo/2020korona.html>

※「茨城県 休業要請・協力金について」のキーワードで検索可能です。

(2) 申請受付要項及び申請書類は別表に掲載の場所で書面による配布を行っております。

3. 申請書類

別紙1, 2で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出等を求める事があります。また、申請書類の返却は致しません。

4. 申請方法

申請書類を下記の宛先に郵送することで提出することができます。

なお、レターパック、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【提出先】〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県休業要請・協力金対策チーム 宛て

5. その他

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力を金を支給します。
支給する旨を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送いたします。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。求めに応じて頂けない場合には支給できないことがあります。
- (3) 緊急事態措置の期間の内にやむを得ず対象施設の営業を再開(対象施設の一部の営業の再開も含む。)する場合は、必ず事前に連絡してください。(【電話番号】029-301-5375
【開設時間】9時~17時(土日祝日を含む毎日))
- (4) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本協力金の支給決定を取り消し、協力金の返金及び加算金を求めます。

<別紙1> 休業要請対象施設の事業者の提出書類

	提出書類	備考
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書兼請求書(様式第1号)	詳しくは「記入例」をご覧ください。 ※手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。(消えるボールペンは使用不可。)
2	誓約書	記入の上、押印ください。
3	協力金の振込先の通帳等の写し	口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でもかまいません。
4	事業活動を称する書面 (設立後間もない場合は、開業届出書の写しで可)	法人 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し 個人 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し ※マイナンバーが記載されていない書面又はマイナンバー記載箇所をマスキングしたものを提出してください。
5	事業活動の内容がわかる書面 (写しで可)	食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等の許可証又は届出書の写し、事業所のHPや事業活動に係るパンフレットなどの写しを提出してください。
6	休業をしたことがわかる書面	休業を告知するHPや店頭ポスターなどの写しを提出してください。なお、休業要請等に応じて、事業所の休業に協力した休業要請等対象施設を複数有する場合は、そのうち2事業所に係る書面を提出してください。 ※店頭ポスターなどを写真撮影したものの提出でもかまいません。 なお、休業期間がわかる書面を提出してください。
7	<法人の場合のみ> 役員等氏名一覧表及び主な株主又は出資者	法人の場合、登記事項証明書に記載された全ての役員の役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別及び住所を記載し、提出してください。
8	<個人事業主の場合> 本人確認の書面	運転免許証、パスポート又は保険証などの写しを提出してください。
9	<事業所を賃借している場合のみ> 事業所の賃貸借契約書の写し	休業期間に対応する契約期間が記載されたもの。

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求められることがあります。

＜別紙２＞営業時間短縮要請施設（食事提供施設）の事業者の提出書類

	提出書類	備考	
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書兼請求書（様式第1号）	詳しくは「記入例」をご覧ください。 ※手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。（消えるボールペンは使用不可。）	
2	誓約書	記入の上、押印ください。	
3	協力金の振込先の通帳等の写し	口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でもかまいません。	
4	事業活動を称する書面（設立後間もない場合は、開業届出書の写しで可）	法人	県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し
		個人	税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し ※マイナンバーが記載されていない書面又はマイナンバー記載箇所をマスキングしたものを提出してください。
5	事業活動の内容がわかる書面（写しで可）	食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等の許可証又は届出書の写し、事業所のHPや事業活動に係るパンフレットなどの写しを提出してください。	
6	夜間営業時間短縮期間前の営業時間や酒類の提供時間がわかる書面	上記の事業活動の内容がわかる書面又は下記の夜間営業時間を短縮等したことがわかる書面で、夜間営業時間短縮（予定）期間前の営業時間や酒類の提供時間が確認できる場合、改めての提出は不要です。	
7	夜間営業時間短縮期間中は、酒類の提供を行う場合は19時までとしたうえで、夜間営業時間を短縮したことがわかる書面	夜間営業時間や酒類提供時間の短縮、宅配又はテイクアウトサービス等店内での飲食行為を伴わない営業を告知するHPや店頭ポスター写し等を提出してください。 ※店頭ポスターなどを写真撮影したものの提出でもかまいません。なお、夜間営業時間を短縮等したことがわかる書面を提出してください。	
8	＜法人の場合のみ＞ 役員等氏名一覧表及び主な株主又は出資者	法人の場合、登記事項証明書に記載された全ての役員の役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別及び住所を記載し、提出してください。	
9	＜個人事業主の場合＞ 本人確認の書面	運転免許証、パスポート又は保険証などの写しを提出してください。	
10	＜事業所を賃借している場合のみ＞ 事業所の賃貸借契約書の写し	休業期間に対応する契約期間が記載されたもの。	

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求められることがあります。

Ⅲ休業要請対象の施設の具体例

■休業要請対象施設【第一弾】（令和2年4月18日要請）

○協力金の支給対象となるには、原則として令和2年4月18日から5月6日まで休業が必要な施設

種類	施設
遊興施設等	キャバレー, ナイトクラブ, ダンスホール, スナック, バー, ダーツバー, パブ, 性風俗店, デリヘル, アダルトショップ, 個室ビデオ店, カラオケボックス, ライブハウス等
運動・遊技施設	パチンコ店, スポーツクラブ, ホットヨガ, ヨガスタジオ, マージャン店, ゲームセンター等
劇場等	劇場, 観覧場, プラネタリウム, 映画館, 演芸場等

■休業要請対象施設【第二弾】（令和2年4月22日休業要請）

○協力金の支給対象となるには、原則として令和2年4月22日から5月6日まで休業が必要な施設

種類	施設
遊興施設等	ネットカフェ, 漫画喫茶, 場外(車・船)券場等
大学・学習塾	大学, 専門学校, 高等専門学校, 自動車教習所, 学習塾等
運動・遊技施設	体育館, 屋内・屋外水泳場, ボウリング場, スケート場, 柔剣道場, テーマパーク, 遊園地, ゴルフ練習場・バッティング練習場(※屋内), 陸上競技場・野球場・テニスコート(※観客席)等
その他, 集会場・展示施設, 商業施設, 文教施設等	
※商業施設は, 生活必需物資の小売関係等以外の店舗等	

■営業時間短縮要請施設(朝5時から夜8時までの間の営業, 酒類の提供は夜7時まで)

○協力金の支給対象となるには、原則として令和2年4月22日から5月6日まで営業時間短縮が必要な施設

食事提供施設	飲食店, 料理店, 喫茶店, 和菓子・洋菓子店等 ※宅配・テイクアウト除く
--------	--

※休業等の協力要請対象施設の詳細は<別表>に掲載してあります。

Ⅳ問合せ先

【電話番号】 029-301-5375

【開設時間】 9時～17時（土日祝日を含む毎日）

※お問合せの電話が多く、繋がりにくくなっております。

大変申し訳ございません。よくあるお問合せについて、茨城県ホームページ（下記 URL）に掲載しておりますのでご活用ください。

URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/shogyo/2020korona.html>

※「茨城県 休業要請・協力金について」のキーワードで検索可能です。

「茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書兼請求書」の「4 休業等協力施設」に記載する「施設の種類」については下記別表のとおりとなります。

＜別表＞

■基本的に休業を要請する施設

種類	施設	休業要請	備考
遊興施設等	キャバレー	○	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)
	ナイトクラブ	○	
	ダンスホール	○	
	スナック	○	
	バー	○	
	ダーツバー	○	
	パブ	○	
	性風俗店	○	
	デリヘル	○	
	アダルトショップ	○	
	個室ビデオ店	○	
	ネットカフェ	○	
	漫画喫茶	○	
	カラオケボックス	○	
	射的場	○	
	ライブハウス	○	
場外馬(車・舟)券場	○		
大学・学習塾等	大学	○	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)
	専修学校(高等専修学校を除く)・各種学校	○	
	日本語学校・外国語学校	○	
	インターナショナルスクール	○	【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	自動車教習所	○	
	学習塾	○	
	オンライン授業	×	
	家庭教師	×	
	英会話教室	○	
	音楽教室	○	
	囲碁・将棋教室	○	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	○	
	そろばん教室	○	
	バレエ教室	○	
	体操教室	○	
ダンス教室	○		
運動・遊技施設	体育館	○	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請) ※屋内施設のみ、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分についてのみ、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	○	
	ボウリング場	○	
	スケート場	○	
	ゴルフ練習場(※)	▲	
	バッティング練習場(※)	▲	
	陸上競技場(☆)	▲	
	野球場(☆)	▲	
	テニス場(☆)	▲	
	柔剣道場	○	
	弓道場	×	
	スポーツクラブ	○	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	○	
	マージャン店	○	
パチンコ屋	○		

	ゲームセンター	○	
	テーマパーク	○	
	遊園地	○	
劇場等	劇場	○	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	観覧場	○	
	プラネタリウム	○	
	映画館	○	
	演芸場	○	
集会・展示施設	集会場	○	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	公会堂	○	
	展示場	○	
	貸会議室	○	
	文化会館	○	
	多目的ホール	○	
	神社	×	
	寺院	×	
	教会	×	
	博物館	○	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	美術館	○	
	図書館	○	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	○	【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	○	
科学館	○		
記念館	○		
水族館	○		
動物園	○		
植物園	○		
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	○	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	ペット美容室(トリミング)	○	
	宝石類や金銀の販売店	○	
	住宅展示場 (集客活動を行い、来場を促すもの)	○	【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	古物商(質屋を除く)	○	
	金券ショップ	○	
	古本屋	○	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	○	
	囲碁・将棋盤店	○	
	DVD/ビデオショップ	○	
	DVD/ビデオレンタル	○	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	○	
	ゴルフショップ	○	
	土産物屋	○	
	旅行代理店(店舗)	○	
	アイドルグッズ専門店	○	
	ネイルサロン	○	
	まつ毛エクステンション	○	
	スーパー銭湯	○	
	岩盤浴	○	
	サウナ	○	
	整体院(※)	▲	
	エステサロン	○	
日焼けサロン	○		
脱毛サロン	○		
			【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼

	写真屋	○	※主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。
	フォトスタジオ	○	
	美術品販売	○	
	展望室	○	

■施設の種別によっては休業を要請する施設

種類	施設	休業要請	備考
文教施設	幼稚園	○	【要請内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	○	
	中学校	○	
	義務教育学校	○	
	高等学校	○	
	高等専修学校	○	
	高等専門学校	○	
	中等教育学校	○	
	特別支援学校	○	

■社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休業要請	備考
医療施設 (※)	病院	▲	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	▲	
	歯科	▲	
	薬局	▲	
	鍼灸・マッサージ	▲	
	接骨院	▲	
	柔道整復	▲	
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	×	【要請内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	×	
	障害児通所支援事業所	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	上記以外の児童福祉法関係の施設	×	
	障害福祉サービス等事業所	×	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	×	
	婦人保護施設	×	
	その他の社会福祉施設	×	
生活必需物資販売施設	卸売市場	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場(※)	×	
	コンビニエンスストア	×	
	百貨店(生活必需品売場)	×	
	スーパーマーケット	×	
	ホームセンター(生活必需品売場)	×	
	ショッピングモール(生活必需品売場)	×	
	ガソリンスタンド	×	
	靴屋	×	
	衣料品店	×	
	雑貨屋	×	
	文房具屋	×	
	酒屋	×	
食事提供施設	飲食店	▲	【要請内容】 ・適切な感染防止対策の協力を要請 ・営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提
	料理店	▲	
	喫茶店	▲	
	和菓子・洋菓子店	▲	
	タピオカ屋	▲	
	居酒屋	▲	

	屋形船	▲	供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトを除く。)
住宅・宿泊施設	ホテル	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	×	
	旅館	×	
	民泊	×	
	共同住宅	×	
	寄宿舍	×	
	下宿	×	
	ラブホテル	×	
	ウィークリーマンション	×	
交通機関等	バス	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	×	
	レンタカー	×	
	電車	×	
	船舶	×	
	航空機	×	
	物流サービス(宅配等を含む)	×	
工場等	工場	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	×	
金融機関・官公署等	銀行	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	×	
	ATM	×	
	証券取引所	×	
	証券会社	×	
	保険代理店	×	
	事務所	×	
	官公署	×	
その他	理髪店	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもののみ、対象外とする。
	美容院	×	
	銭湯(公衆浴場)(※)	▲	
	貸倉庫	×	
	郵便局	×	
	メディア	×	
	貸衣装屋	×	
	不動産屋	×	
	結婚式場(貸衣装含む)	×	
	葬儀場・火葬場	×	
	質屋	×	
	獣医	×	
	ペットホテル	×	
	たばこ屋(たばこ専門店)	×	
	プライダルショップ	×	
	本屋	×	
	自転車屋	×	
	家電販売店	×	
	園芸用品店	×	
	修理店(時計, 靴, 洋服等)	×	
	鍵屋	×	
	100円ショップ	×	
	販売店	×	
	家具屋	×	
	自動車販売店, カー用品店	×	
	花屋	×	
	ランドリー	×	
	クリーニング店	×	
	ごみ処理関係	×	

【申請受付要項及び申請書類配布場所】

※下記は書類の配布のみを行っております。

内容、書き方等不明な点については相談窓口にお問い合わせください。

【電話番号】 029-301-5375

【開設時間】 9時～17時（土日祝日を含む毎日）

※お問合せの電話が多く、繋がりにくくなっております。

大変申し訳ございません。よくあるお問合せについて、茨城県ホームページ（下記 URL）に掲載しておりますのでご活用ください。

URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/shogyo/2020korona.html>

※「茨城県 休業要請・協力金について」のキーワードで検索可能です。

【県施設】

配布場所	所在地	電話番号
県北県民センター	常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内	0294-80-3322
鹿行県民センター	鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎内	0291-33-4110
県南県民センター	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内	029-822-7010
県西県民センター	筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内	0296-24-9061
水戸県税事務所	水戸市柵町 1-3-1 水戸合同庁舎内	029-221-4803
常陸太田県税事務所高萩支所	高萩市春日町 3-1 高萩合同庁舎内	0293-22-2019
行方県税事務所	行方市麻生 1700-6 行方合同庁舎内	0299-72-0771
土浦県税事務所稲敷支所	稲敷市江戸崎甲 541 稲敷合同庁舎内	029-892-6111
筑西県税事務所境支所	猿島郡境町長井戸 320 境合同庁舎内	0280-87-1120

【県内市町村】

配布場所	所在地	電話番号
水戸市商工課	水戸市中央一丁目 4 番 1 号	029-224-1111
日立市商工振興課	日立市助川町一丁目 1 番 1 号	0294-22-3111
土浦市商工観光課	土浦市大和町 9 番 1 号	029-826-1111
古河市商工政策課	古河市長谷町 38 番 18 号	0280-22-5111
石岡市商工課	石岡市石岡一丁目 1 番地 1	0299-23-1111

配布場所	所在地	電話番号
結城市商工観光課	結城市大字結城 1447 番地	0296-32-1111
龍ヶ崎市商工観光課	龍ヶ崎市 3710 番地	0297-64-1111
下妻市商工観光課	下妻市鬼怒 230	0296-43-2111
常総市商工観光課	常総市水海道諏訪町 3222 番地 3	0297-23-2111
常陸太田市商工振興・企業誘致課	常陸太田市金井町 3690 番地	0294-72-3111
高萩市観光商工課	高萩市本町一丁目 100 番地 1	0293-23-2111
北茨城市商工観光課	北茨城市磯原町磯原 1630 番地	0293-43-1111
笠間市商工課	笠間市中央三丁目 2 番 1 号	0296-77-1101
取手市産業振興課	取手市寺田 5139 番地	0297-74-2141
牛久市商工観光課	牛久市中央三丁目 15 番地 1	029-873-2111
つくば市産業振興課	つくば市研究学園一丁目 1 番地 1	029-883-1111
ひたちなか市商工振興課	ひたちなか市東石川 2 丁目 10 番 1 号	029-273-0111
鹿嶋市商工観光課	鹿嶋市大字平井 1187 番地 1	0299-82-2911
潮来市産業観光課	潮来市辻 626 番地	0299-63-1111
守谷市経済課	守谷市大柏 950 番地の 1	0297-45-1111
常陸大宮市商工観光課	常陸大宮市中富町 3135 番地の 6	0295-52-1111
那珂市商工観光課	那珂市福田 1819 番地 5	029-298-1111
筑西市商工振興課	筑西市丙 360 番地	0296-24-2111
坂東市商工観光課	坂東市岩井 4365 番地	0297-35-2121
稲敷市商工観光課	稲敷市犬塚 1570 番地 1	029-892-2000
かすみがうら市観光商工課	かすみがうら市大和田 562	029-897-1111
桜川市商工観光課	桜川市真壁町飯塚 911 番地	0296-55-1111
神栖市企業港湾商工課	神栖市溝口 4991 番地 5	0299-90-1111
行方市商工観光課	行方市山田 2564-10	0291-35-2111
鉾田市商工観光課	鉾田市鉾田 1444 番地 1	0291-33-2111
つくばみらい市産業経済課	つくばみらい市加藤 237 番地	0297-58-2111
小美玉市商工観光課	小美玉市堅倉 835 番地	0299-48-1111
茨城町商工観光課	東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地	029-292-1111

配布場所	所在地	電話番号
大洗町商工観光課	東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275	029-267-5111
城里町まちづくり戦略課	東茨城郡城里町大字石塚 1428 番地の 25	029-288-3111
東海村産業政策課	那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号	029-282-1711
大子町観光商工課	久慈郡大子町大字大子 866 番地	0295-72-1111
美浦村経済課	稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地	029-885-0340
阿見町商工観光課	稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号	029-888-1111
河内町経済課	稲敷郡河内町源清田 1183 番地	0297-84-2111
八千代町産業振興課	結城郡八千代町大字菅谷 1170 番地	0296-48-1111
五霞町産業課	猿島郡五霞町大字小福田 1162 番地 1	0280-84-1111
境町まちづくり推進課	猿島郡境町 391 番地 1	0280-81-1300
利根町経済課	北相馬郡利根町大字布川 841 番地 1	0297-68-2211

【商工会議所】

配布場所	所在地	電話番号
水戸商工会議所	茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 3F	029-224-3315
土浦商工会議所	茨城県土浦市中央 2-2-16	029-822-0391
古河商工会議所	茨城県古河市鴻巣 1189-4	0280-48-6000
日立商工会議所	茨城県日立市幸町 1-21-2	0294-22-0128
石岡商工会議所	茨城県石岡市府中 1-5-8	0299-22-4181
下館商工会議所	茨城県筑西市丙 360 スピカ 6F	0296-22-4596
結城商工会議所	茨城県結城市大字結城 531	0296-33-3118
ひたちなか商工会議所	茨城県ひたちなか市勝田中央 14 番 8 号	029-273-1371

【商工会】

配布場所	所在地	電話番号
常陸太田市商工会	茨城県常陸太田市中城町 3210	0294-72-5533
高萩市商工会	茨城県高萩市下手綱 2000	0293-22-2501
北茨城市商工会	茨城県北茨城市磯原町本町 1-3-9	0293-42-2511

配布場所	所在地	電話番号
東海村商工会	茨城県那珂郡東海村村松北 1-2-34	029-282-3238
那珂市商工会	茨城県那珂市菅谷 4404-7	029-298-0234
常陸大宮市商工会	茨城県常陸大宮市南町 1104-4	0295-53-3100
大子町商工会	茨城県久慈郡大子町池田 2732-3	0295-72-0191
日立市十王商工会	茨城県日立市十王町友部 1596-3	0294-39-2086
笠間市商工会	茨城県笠間市笠間 1464-3	0296-72-0844
水戸市常澄商工会	茨城県水戸市大串町 2140-2	029-269-4214
茨城町商工会	茨城県東茨城郡茨城町奥谷 33-1	029-292-5979
小美玉市商工会	茨城県小美玉市部室 1111-3	0299-48-0244
水戸市内原商工会	茨城県水戸市内原 1-22	029-259-2803
城里町商工会	茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-1	029-291-8894
大洗町商工会	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275	029-266-1711
鹿嶋市商工会	茨城県鹿嶋市宮中 2-1-34	0299-82-1919
潮来市商工会	茨城県潮来市潮来 1086-1	0299-94-6789
鉾田市商工会	茨城県鉾田市鉾田 2482-1	0291-32-2246
神栖市商工会	茨城県神栖市溝口 4991	0299-92-5111
行方市商工会	茨城県行方市麻生 1221-1	0299-72-0520
つくば市商工会	茨城県つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎 2 階	029-879-8200
かすみがうら市商工会	茨城県かすみがうら市上土田 433-2	0299-59-3755
石岡市八郷商工会	茨城県石岡市柿岡 2009-3	0299-43-0247
土浦市新治商工会	茨城県土浦市高岡 1902-7	029-862-2325
つくばみらい市商工会	茨城県つくばみらい市福田 671-2	0297-58-1700
龍ヶ崎市商工会	茨城県龍ヶ崎市上町 4264-1	0297-62-1444
取手市商工会	茨城県取手市取手 2-14-23	0297-73-1365
牛久市商工会	茨城県牛久市上柏田 4-1-1	029-872-2520
守谷市商工会	茨城県守谷市本町 19	0297-48-0339
稲敷市商工会	茨城県稲敷市江戸崎甲 548-3	029-892-2603
美浦村商工会	茨城県稲敷郡美浦村受領 1264-2	029-885-2250

配布場所	所在地	電話番号
阿見町商工会	茨城県稲敷郡阿見町岡崎 3-17-9	029-887-0552
河内町商工会	茨城県稲敷郡河内町長竿 3566-1	0297-84-2136
利根町商工会	茨城県北相馬郡利根町布川 2947	0297-68-7417
下妻市商工会	茨城県下妻市長塚 74-1	0296-43-3412
常総市商工会	茨城県常総市水海道橋本町 3552-1	0297-22-2121
坂東市商工会	茨城県坂東市岩井 3230-1	0297-35-3317
筑西市商工会	茨城県筑西市海老ヶ島 1292-1	0296-52-2511
桜川市商工会	茨城県桜川市東桜川 1-21-1	0296-76-1800
八千代町商工会	茨城県結城郡八千代町菅谷 1177-27	0296-49-3232
古河市商工会	茨城県古河市下大野 2209-9	0280-92-4500
五霞町商工会	茨城県猿島郡五霞町新幸谷 463	0280-84-0777
境町商工会	茨城県猿島郡境町 965-29	0280-87-0380

【金融機関】

名称	配布場所
常陽銀行	本店・各支店
筑波銀行	本店・各支店
茨城県信用組合	本店・各支店
水戸信用金庫	本店・各支店
結城信用金庫	本店・各支店

○茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【提出書類チェックリスト】
【休業要請対象施設の事業者（食事提供施設以外）の提出書類】

	提出書類	備考	チェック欄	
			申請者	受付
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書兼請求書（様式第1号）	詳しくは「記入例」をご覧ください。 ※手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。（消えるボールペンは使用不可。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	誓約書	記入の上、押印ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	協力金の振込先の通帳等の写し	口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でもかまいません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	事業活動を称する書面（設立後間もない場合は、開業届出書の写しで可）	法人 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		個人 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し <u>※マイナンバーが記載されていない書面又はマイナンバー記載箇所をマスキングしたものを提出してください。</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	事業活動の内容がわかる書面（写しで可）	食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等の許可証又は届出書の写し、事業所のHPや事業活動に係るパンフレットなどの写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	休業をしたことがわかる書面	休業を告知するHPや店頭ポスターなどの写しを提出してください。なお、休業要請等に応じて、事業所の休業に協力した休業要請等対象施設を複数有する場合は、そのうち2事業所に係る書面を提出してください。 ※店頭ポスターなどを写真撮影したものの提出でもかまいません。 なお、休業期間がわかる書面を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	<法人の場合のみ> 役員等氏名一覧表及び主な株主又は出資者	登記事項証明書に記載された全ての役員の役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別及び住所及び主な株主又は出資者について記載し、提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<個人事業主の場合のみ> 本人確認の書面	運転免許証、パスポート又は保険証などの写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<事業所を賃借している場合のみ> 事業所の賃貸借契約書の写し	休業期間に対応する契約期間が記載されたもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	提出書類チェックリスト(本書)	申請者欄に☑を付してものを提出ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求められることがあります。

○茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【提出書類チェックリスト】
【食事提供施設の提出書類】

	提出書類	備考	チェック欄	
			申請者	受付
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書兼請求書(様式第1号)	詳しくは「記入例」をご覧ください。 ※手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。(消えるボールペンは使用不可。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	誓約書	記入の上、押印ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	協力金の振込先の通帳等の写し	口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でもかまいません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	事業活動を称する書面(設立後間もない場合は、開業届出書の写しで可)	法人 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		個人 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し <u>※マイナンバーが記載されていない書面又はマイナンバー記載箇所をマスキングしたものを提出してください。</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	事業活動の内容がわかる書面(写しで可)	食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等の許可証又は届出書の写し、事業所のHPや事業活動に係るパンフレットなどの写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	夜間営業時間短縮期間前の営業時間や酒類の提供時間がわかる書面	上記の事業活動の内容がわかる書面又は下記の夜間営業時間を短縮等したことがわかる書面で、夜間営業時間短縮(予定)期間前の営業時間や酒類の提供時間が確認できる場合、改めての提出は不要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	夜間営業時間短縮期間中は、酒類の提供を行う場合は19時までとしたうえで、夜間営業時間を短縮したことがわかる書面	夜間営業時間や酒類提供時間の短縮、宅配又はテイクアウトサービス等店内での飲食行為を伴わない営業を告知するHPや店頭ポスター写し等を提出してください。 ※店頭ポスターなどを写真撮影したものの提出でもかまいません。なお、夜間営業時間を短縮等したことがわかる書面を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<法人の場合のみ> 役員等氏名一覧表及び主な株主又は出資者	登記事項証明書に記載された全ての役員の役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別及び住所及び主な株主又は出資者について記載し、提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<個人事業主の場合のみ> 本人確認の書面	運転免許証、パスポート又は保険証などの写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	<事業所を賃借している場合のみ> 事業所の賃貸借契約書の写し	休業期間に対応する契約期間が記載されたもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	提出書類チェックリスト(本書)	申請者欄に☑を付してものを提出ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求められることがあります。

3 休業要請等に伴う取り組み内容

取 組 内 容	<p>いずれか一つに☑を付してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和2年4月18日(土)に休業要請のあった施設については、4月18日(土)から5月6日(水)まで休業します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和2年4月22日(水)に休業要請のあった施設については、4月22日(水)から5月6日(水)まで休業します。 (この期間の休業要請は、食事提供施設での、営業時間の短縮を含みます。)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の期間休業等します。(休業期間:令和2年 月 日~令和2年 月 日) <u>⇒休業開始が遅れた理由に☑を付してください。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 顧客への周知期間が必要だった <input type="checkbox"/> 既に予約が入っていた</p> <p><input type="checkbox"/> 休業要請を知ったのが遅かった <input type="checkbox"/> その他(</p>
------------------	--

休業等の期間を記入し、休業開始が遅れた理由に☑を付してください。#

4 休業要請等協力施設

	施設の種類 (※)	施設・店舗名	施設・店舗の住所	当該施設及び土地の賃借状況 (該当する場合のみ、☑を付してください。)
1	飲食店	〇〇屋	〒310-0000 茨城県水戸市笠原町1-1	<input checked="" type="checkbox"/> 施設又は土地を賃借

「施設の種類」については、申請受付要項の別表「対象施設一覧」の「施設」を記載願います。

休業した施設の住所を記載ください。

施設又は土地を賃借している場合は、忘れずに☑を付してください。

※ 「施設の種類」については、申請受付要項の別表「対象施設一覧」の「施設」を記載願います。

※ 3か所目以降は「ほか○施設協力」と記載してください。

5 その他

申請者が法人の場合は、別紙「役員等氏名一覧表及び主な株主又は出資者」についても記載ください。